現代社会における 人権の問題

ヘイトスピーチを中心として

2020.10.5 非常勤講師 弁護士 豊福誠二

1

レイシズムとは何だろう?

ある若い女は、わたしに言った。

「わたくし、ある毛皮屋にひどい目にあわされましたのよ、預けておいた毛皮に焼きこがしをこしらえられて。ところがどう、その店の人はみんなユダヤ人だったんですの。」

なぜ、この女は、毛皮屋を憎まないで、ユダヤ人を憎みたがるのだろう。なぜ、そのユダヤ人、その毛皮屋を憎まないで、ユダヤ人全体を恨みたがるのだろう。

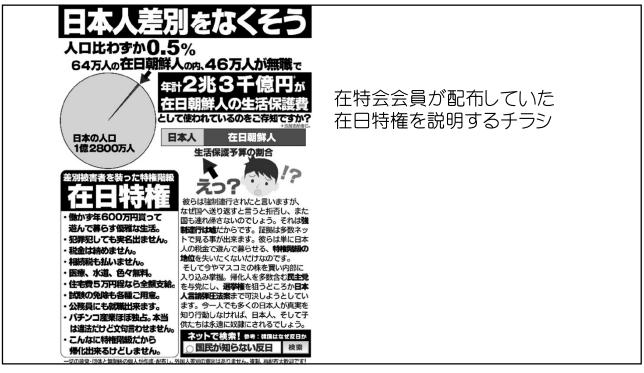
(サルトル「ユダヤ人」岩波新書)

在特会とは

「在日特権を許さない市民の会」の略称 (元)会長 桜井誠

在日特権とは?

3



このチラシも間違いだらけ

- ・在日韓国人は30万人、在日朝鮮人は3万人
- ・そのうち何人が無職だという統計はない
- ・生活保護予算の割合で、日本人対在日朝鮮人というデータはないが、 日本人対非日本人の「人員数」についてなら統計がある。少し古いが 次ページで案内する。
- ・働かず年600万円などありえない。
- ・犯罪を犯しても実名が出ないというのは、通名を使っている場合に本名が報道されないことがあることを指しているそうであるが、通名を使っている人は通名で生活しているのだからもちろん同定できる。かえって本名が報道されても誰もわからない。
- ・税金無料だとか支給されるだとか書いてあるのは生活保護のこと。

5

H21年度外国人の保護世帯数は35000世帯、全保護世帯数に対して3%前後で推移(Business Labor Trend 2011年2月号)

平成23年福祉行政報告例によれば、在日韓国・朝鮮人の生活保護受給率は日本人の4.3倍。これは生活レベルの問題だと指摘されている。とくに高齢者は生活保護を受給するケースが多いが、在日韓国朝鮮人の場合、高齢者に日本の年金制度に加入できなかった人がいるなどの理由もある。

上記の「4.3倍」という数字にもあまり意味はない。自治体によって生活保護受給率は非常に違う。たとえば大阪市の生活保護受給率はトップクラスであるが、これを大阪市民の特権だなどと考える人もいない。

言うまでもないことですが…

在日韓国・朝鮮人にのみある「特権」はないですよ。 (参政権もないのにどうやって利益誘導?)

選挙権(国政、地方とも) 国民年金(高齢者、障害者) 生活保護(日本人には権利だが外国人は「裁量」で与えら れているのみ)

⇔税金は日本人と全く変わらず納めている

7

在日韓国・朝鮮人について

在日朝鮮人と呼ばれている人 …①朝鮮半島出身、②一定期間在住、③明治期以降

→江戸時代以前なら「渡来人」 渡来人の子孫は日本の戸籍に編入されている

明治の前と後でどんな違いがあるというのか?

Q



1910韓国併合

→朝鮮半島は1945年まで日本の一部 行き来は可能

仕事の紹介だと言われて 親戚をたよって 故郷の土地を収用されて 強制連行(1939~国家総動員法)

→終戦直前には約210万人の朝鮮人が 日本列島に ※ 終戦でどうなった?

9

在日韓国・朝鮮人

1945.8.15 終戦 帰国ラッシュ 46年3月までに140万人が帰還

1945.12 朝鮮半島が米英中ソ信託統治

混乱、深刻な食糧難や失業etc

→一部で「逆流現象」

1945.12 衆議院議員選挙法改正(婦人参政権)

朝鮮半島出身者の選挙権・被選挙権を「停止」

1946.4~12 「計画送還」所持金1000円、動産250ポンドに制限 (一定の財をなした者はかえって帰国しにくい)

在日韓国・朝鮮人

- 1947.5.2 外国人登録令(外国人登録を行う義務) 11条「台湾人及び朝鮮人は、この勅令の適用については、 当分の間、これを外国人とみなす」
- 1952.4.28 サンフランシスコ講和条約 日本国籍の喪失
 - cf 敗戦後の国籍選択について、ドイツ・フランスと比較 日本の場合、国籍が「血統主義」⇔出生地主義

11

韓国籍と朝鮮籍

「北朝鮮籍」ではない

日本国籍喪失後全員一旦「朝鮮籍」

- →1950年以降は希望者には「韓国籍」が与えられるように 韓国籍には1965年以降「協定永住権」付与 (1991年から朝鮮籍・韓国籍ともに特別永住権)
- 韓国籍を選択しなかった者が「朝鮮籍」 国家をあらわすものではなく一種の「記号」

現在、韓国・朝鮮籍合わせて約33万人 朝鮮籍は約3万人

朝鮮学校とは

朝鮮半島にルーツを持つ子らのための私立学校(各種学校) 多い順に韓国籍、朝鮮籍、日本国籍 朝鮮語で授業をおこなう 初級学校、中級学校、高級学校(日本の小中高に対応)

ー条校ではないので ×…私学助成金 運動の結果○…通学定期、大学受験資格、スポーツ大会参加

13

朝鮮学校とは

• 慢性的な資金不足

共和国からの送金…現在は多額とはいえない 一条校であれば私学助成金は生徒一人あたり

小学校92万円 中学校100万円 高校111万円+「無償化」 自治体からの助成金は生徒一人あたり

京都府から56,000円 京都市から22,819円

※2010年当時の数字。現在、このわずかな助成金すら停止している自治体があることは報道されているとおり。

→父母の負担が非常に大きい、日本の学校等からおさがり

朝鮮学校(初級部)のカリキュラム

- 「朝鮮歴史」「朝鮮地理」がある外は日本の学校と類似
- ・日本は 6・3・3・4 共和国は 4・6・高校等

15

表1 朝鮮学校初級部の標準カリキュラム

学年	1	2	3	4	5	6					
授業週数	34	35	35	35	35	35					
国語	306	280	245	245	210	210					
日本語	136	140	140	140	140	140					
社会			35	70	70	70					
朝鮮歷史						70					
朝鮮地理					70						
算数	136	175	175	175	175	175					
理科			105	105	105	105					
保健体育	68	70	70	70	70	70					
音楽	68	70	70	70	70	70					
図画工作	68	70	70	70	70	70					
総授業時数	782	805	910	945	980	980					

(出典) 在日本朝鮮総連合会教育局「各級学校課程案」より作成

(備考) 授業時数は授業週数×コマ数で算定した。

表 3 朝鮮民主主義人民共和国の教育課程 (6~11歳)

学校	小学校				学校	中学校	
学年	1	2	3	4	学年	1	2
授業週数	34	34	34	34	授業週数	50	50
敬愛する首領金日成 大元帥の幼い頃	34	34	34	68	偉大な首領金日成 大元帥の革命活動	50	50
偉大な領導者金正日 元帥の幼い頃	34	34	34	68	偉大な領導者金正日 元帥の革命活動	50	50
抗日の女性英雄 金正淑母堂の幼い頃				34	社会主義道徳	50	50
社会主義道徳	68	68	34	34	国語	250	250
数学	204	204	204	204	漢文	100	100
国語	204	204	238	272	外国語	200	150
自然	68	68	68	68	歴史	50	50
衛生				34	地理	100	100
音楽	68	68	68	68	数学	350	350
体育	68	68	68	68	物理		100
図画工作	68	68	34	34	生物		100
英語			34	34	体育	100	100
コンピューター			34	34	音楽	50	50
					美術	50	50
					実習	1週	1週
総授業時数	816	816	850	1,020	総授業時数	1,400	1,550

17

第 I 期 = 1955~1973 年:総聯結成から 1974~77 年の改訂以前の時期

第Ⅱ期=1974~1992年:1974~77年の改訂および1983~85年の改訂の時期

第Ⅲ期=1993年~現在:1993~95年の改訂および2003~06年の改訂の時期

たとえば、金日成の「幼い頃」に関する教科が朝鮮学校の初級部で導入されていたの は第Ⅱ期のことである。第Ⅰ期には北朝鮮の教科書を使用する場合もあったが、当時の 本国の状況も反映し、金日成主義が前面には掲げられていなかった。一方、第Ⅲ期には 金日成らに関する科目が正規の教育課程から姿を消した。その歴史的背景については2

(以上、板垣竜太「朝鮮学校への嫌がらせ裁判に対する意見書」)

⁽出典) 韓国・統一部統一教育院『北韓概要 2012』より作成。 (備考) 韓国資料に基づくため、実際とは異なる部分のある可能性もある。中学校課程は6年だが、2年分のみ抜粋した。授業時数は授業週数×コマ数で算定した。

朝鮮学校の機能

- 在日の子らにとって「シェルター的役割」
- 在日コリアンとしてのアイデンティティーの確立 cf 公立学校の「民族学級 |
- 父母にとっては、在日コミュニティーの中心

(現在の朝鮮学校は、他の私立学校では考えられないような開放 政策をとっている)

19

京都朝鮮第一初級学校の公園使用

十分な敷地がない

→1960年の開校当時から、隣接する勧進橋児童公園を使用公園の使用は「自由使用」の範囲内である限り自由 cf.2009年当時京都市内の日本の学校4校も公園使用

長年にわたって近隣からの苦情などはなかったが 2009年に入って苦情

運動会などで違法駐車、バザー等の行事で飲食

→京都市から指導が入る

公園使用に対する京都市の指導

- ① 公園を学校の授業で用いることは「自由使用の範囲内」
- ② しかし物を置くのは都市公園法違反 サッカーゴール、朝礼台、スピーカーを移動せよ
 - →学校は2010年1月までの撤去を約束 cf.滑り台や鉄棒は学校が市に「寄付」

21

公園使用が在特会京都支部に知れる

主犯はビデオでさんざん調べたかのように言っていますが (以下は刑事裁判で明らかになった時系列) 2009.11.13 近隣住民と名乗る者から告発メールが届く \rightarrow 主犯「12月初旬に攻撃しようと考えております」と返事 2009.11.19 公園を下見。工事の警備員から話を聞いた。 2009.11.24 市役所に電話。「1月撤去約束」を聞かされる \rightarrow 「どうしよう」「どうせあいつら約束なんか守らへん」 \rightarrow 決行を決める 2009.12.4 事件

在特会による襲撃事件

• 2009年12月4日(金) 午後1時過ぎ

動画をごらんください

衝撃的な内容ですので、気分の悪くなった方は無理に見なくても結構です。音量を下げてください。数分間続きます。

23

事件の影響

警察が動かなかったことが大ショック

直後、大人は全員「放心状態」 事件中、低学年の子は「火のついたように泣き叫ぶ」 かばう上級生 (中村一成「ルポ・京都朝鮮学校襲撃事件」岩波書籍)

在日朝鮮人であることを子供らが疑問に思い始める おねしょの始まった子も(PTSD)

ネットでは肯定的意見が大多数「もう誰も守ってくれない」 登下校の見守り(父母、教職員ら)

「日本の子供が遊べない」と学校へ嫌がらせ電話、運動場が事実上使えなくなる→統合、移転

(1) 警察が動かなかった(どうして止めないのか、弁護士の私が見ても全く理由がわからない。威力業務妨害等の現行犯ではないか!)

学校側は、在特会による襲撃予告動画(朝鮮総連前、YouTube)を見てあらかじめ警察に相談をしていたが、動画をみてわかるように、警察は校門前で拡声器を使う犯人らを止めようとしなかった。校門の中からは、誰が在特会で誰が警察なのか、見分けがつかなかったことが恐ろしかったという。

→「警察は朝鮮人を助けてくれないのか」

(2) 動画のアップロード

在特会は12月4日の所業をYouTube、ニコニコ動画などにアップロード 夥しい回数再生される

動画に寄せられたコメントの殆どが在特会を応援する内容、これが予想外 (在特会の狼藉は世論でたたかれるだろうという淡い期待もあったが)

→「世論も朝鮮人を助けてくれないのか」

もう誰も助けてくれないのではないかという絶望感

(3) 学校への心ない嫌がらせ

殺到する電話、学校付近をうろつく不審者続出

父母教師などが分担して見回り

公園が使えなくなる(ちょっと使うとすぐに嫌がらせ電話が入ってきて対応できなくなる)

第一初級学校では子どもが走り回ることができなくなり、北区の第三初級学校に吸収される→その後、 醍醐の校地に移転(現在)

25

弁護団と学校の初動対応

報道についての複雑な思い

「こんなにひどい差別事件があったことはぜひ正しく伝えて欲しい」 「しかし私達の学校がターゲットになったことは知られたくない」

• 学校側は裁判による救済に懐疑的

「裁判所が守ってくれるわけがない」

「訴えでもしたら、また金目当てとかいろいろ言われる」

- 2009.12.21 告訴(刑事手続きをまず選択)
 - 警察はなかなか受け取ってくれない
- 京都弁護士会会長声明 →すぐに在特会が押し寄せる

刑事事件

• 2009.12.21告訴

━━→ 2010.8.10逮捕

- 告訴したのは威力業務妨害罪、名誉毀損罪、器物損壊罪
- ・しかし裁判で認定されたのは 威力業務妨害罪、侮辱罪、器物損壊罪

どうしてこうなる?

27

名誉毀損罪で起訴をすると真実性が争点 になってしまう

- 「女の人をレイプして奪ったのがこの土地」「スパイ養成機 関」などについて、内容の真実性が争点になってしまう
- 国の機関である検察官が、朝鮮学校の立場に立って、これら事項について真剣に争ってくれるとは到底思えない
- →予想通りに、検察官は、名誉毀損ではなく刑の軽い侮辱に「構成要件落ち」をして起訴。
- →刑事裁判の判決の内容は無味乾燥。「差別」という文字なし。 あたかも「騒いだ点は悪かった」といわんばかり

刑事と民事の違い

- ・刑事は国家対人 タテの関係。国家が人を罰するのが刑事。 刑罰 死刑、懲役、罰金など 「罪刑法定主義」 犯罪のカタログたくさん
- ・民事は人対人 ヨコの関係。

世の中の「悪いこと」のうち、刑罰の対象になっているのは一部。「お金を返せ」では警察は動かないが民事事件にはなる。 刑事と民事の両方が対象になる事件も多い。

29

刑事裁判ではヘイトの本質に迫れない現 状

- 日本には「ヘイトスピーチ」を処罰する法律がない
- 国連の人種差別撤廃委員会は繰返し日本に対し上記立法を勧告
- •日本政府の答弁「既存の法律で十分対処できる」「ヘイト案件が刑事裁判になった場合には量刑で斟酌することになろう」
- ところが、実際に「ヘイト」が刑事裁判になった例で、人種差別的動機が主張立証された例はひとつもない。
- ・名誉毀損で起訴された例→しかし、「公益目的」認定により軽くされ、求刑1年6月に対し判決は罰金50万円 (大阪高裁2020年9月14日)

民事事件

- •100人を超える大弁護団(当時の京都弁護士会は約400人)
- ・在特会側は、「公正な論評」の法理で戦うが容れられず。 提出する証拠も昭和20年頃の新聞やマンガなど
- ・判決 1200万円の損害賠償、学校付近での街宣禁止

原告の主張がほぼ全面的に認められる。名誉毀損の認定。明確に「人種差別」と認定(正当な抗議との主張を排斥)

31

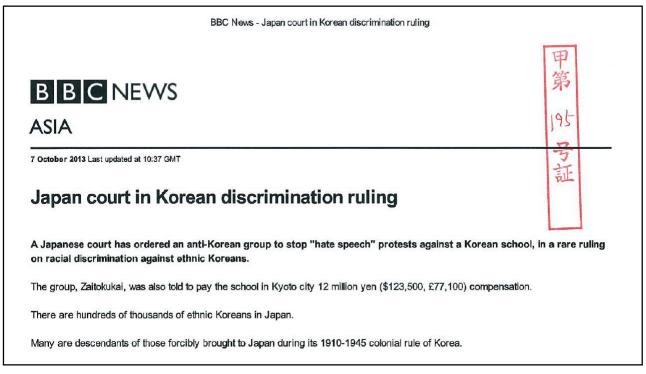
民事裁判をしてわかったこと

- 被害救済はできなくはない。しかし大変である。 京都訴訟の場合、訴訟資料が6000枚を超えた 簡単に勝てるわけではない cf.徳島事件では、第一審では業務妨害との認定はあるも 人種差別とは認めなかった →控訴審でやっと原告の主張が認められた
- 案外在特会や外野からの悪口は聞かれなかった
- 対象が抽象的な狭義の「ヘイトスピーチ」には無力









在特会らによるヘイトスピーチの例

- ・気分の悪くなった方は無理に見ずに音を下げていただいてけっ こうです。
- これらヘイトスピーチを伴うデモは、実は多数行われております。2019年3月には円山公園から京都市役所までヘイトデモが行われました。そのままの報道があまりなされていない(報道でヘイトを放送すると二次被害が深刻になる)のですが、実は多数回なされており、マイノリティ集住地区での被害は深刻です。

(平成27年度法務省委託調査研究事業「ヘイトスピーチに関する報告書」が公開されています。 http://www.moj.go.jp/content/001201158.pdf

37

基本的人権とは

「偏見・差別・人権」は5人のリレー講義ですが たまたま豊福が弁護士であるため、人権総論を駆け足で 見ていくことにします。 人権ってなに?



39



人権は、人権に対する何かの抑圧状況があって初めて顕在化する。

41

人権のもつ特質

- 固有性 与えられたものではないということ
- 不可侵性 侵害することができない

少数者の人権を多数決で奪うことはできない

- = 立憲主義的民主主義
- ・普遍性 人種性身分などの区別がない

人権の分類 (日本国憲法第3章)

- 自由権 国家からの自由 精神的自由(表現の自由、学問の自由) 経済的自由(居住移転の自由、職業選択の自由)
- 参政権 国家への自由
- ・社会権 国家による自由

教育を受ける権利、生存権(経済的弱者が人間に値する生活を営むことができるように国家の積極的な配慮を求める権利)

43

人間の尊厳とは

思想史的には

カント的な「輝かしさ」

新しい考え方

諸権利をもつ権利 すなわち、権利というより 諸権利をもつ「地位」 社会の保護と関心の対象として 人間らしく扱ってもらう権利

人間の尊厳

人間の尊厳をこのように「地位」と捉えると、人間の尊厳が「ある グループ」「ないグループ」が存在しているのが実情 本講座では、「ないグループ」について学ぶ。

憲法学で人権を学ぶときには、人権カタログごとに考えていくこと ももちろん大事だが、

人権が問題となる局面の多くにおいて、主体がカテゴライズされて しまっている

<u>人権が問題となるのは多くの場合「被差別部落」「女性」などカテゴライズがついて回る</u>

ことに注意しておこう。

45

表現の自由とは

ヘイトスピーチの検討に先立って

日本国憲法21条1項

「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを 保障する。」

表現の自由、学問の自由のような「精神的自由権」は特に制約 を慎重にする必要がある。

なぜか?

なぜ表現の自由は法律で安易に制約され てはならないのか=民主主義の前提

表現の自由以外を制約する悪い 法律ができたとする

 \downarrow

国民は、正しい情報に基づき、 投票権を行使することによって、 不当な立法をただし、正しい状態を作り出すことができる。 表現の自由を過度に制約する悪 い法律ができたとする

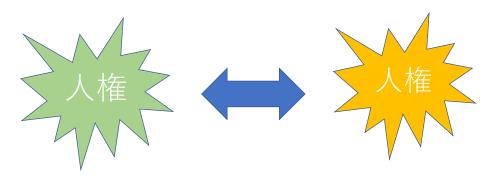


自由な情報の流通が阻害され、 国民は正しい情報に接すること ができなくなり、正しい投票が できないから、この不当な立法 をただすことができない。

47

人権の限界

人権は守られるべきではあるが、絶対無制約ではない。他の人権との衝突を避けるための最小限度の制約危害原理 Harm-Principle (J.S.Mill)



表現の自由の限界

- ・侮辱罪、名誉毀損罪 → 他人の名誉を害してはいけないから
- ・騒音条例など → 他人の生活の平穏などを害してはいけない
- ・殺人教唆 → 他人を殺してはいけないから
- ・公然わいせつ → 社会の健全な性的羞恥心

49

絶対に無制約な人権は?

思想良心の自由(内心の自由)のみ ::一定の考え方を外部から強制することなどできない

<u>ヘイト・スピーチが制約されるべき</u>だというのも、 それが

外界と接点をもつから

(思想良心の自由に対する侵害だという批判は当たらない)

【課題】

ヘイトスピーチ(自らの力では変えられない人の属性〜たとえば朝鮮人であること〜を理由に攻撃する言論)を投げかけられた当事者は、沈黙するしかなく、反論することができなくなるという現象が観察されている。これをヘイトスピーチの沈黙効果と呼ぶ。なぜ、ヘイトスピーチは沈黙効果をもたらすか。あなたなりの考えを述べなさい。

400字程度以内で、10月7日(水)18:00までにPandAの課題ページから提出しなさい。

(講義の感想も書いていただくと講師は大変ありがたいです。こちらは文字制限なし。ただし点数の評価の外ですが)